

福岡陸協における競技会等活動における撮影の取扱いに関する規定

福岡陸上競技協会

1 目的

本規定は、選手・監督及び関係者の個人情報を保護すること共に、陸上競技における選手の活躍等を広報し、陸上競技を普及することを目的として撮影に関する規定を設ける。

2 規定

- 1) 本協会の主催する競技会等行事に関しては、選手等保護の観点から、撮影禁止方向・禁止区域からの撮影を禁止する。撮影禁止方向は、出場者の真正面・真後ろ・直上、禁止区域は、日本陸連の示す審判ハンドブック等に示すエリアとするが、別途各競技会において設定する。
- 2) 主催者が認める報道等の撮影者は、事前に届け出て、許可を受けた者のみ撮影を認める。撮影者は、許可を示す認識標識を必ず着用し、主催者の設定する規定を守り撮影するとともに、運営に協力する。
- 3) 競技エリア（グラウンドレベル）の撮影は、報道等の許可を得た撮影者のみとする。
- 4) スタンド、その周辺での一般競技者や関係者が、コンパクトカメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等の撮影は、上記、1)の規定に従い、許可するが、インターネット等への公開及び選手の意図しない目的に使用することはできない。
- 5) スタンド、その周辺での一般撮影で、一眼レフ、大型望遠やズームレンズによる撮影者は、事前に届け出て、許可を受けた者のみ撮影を認める。また、上記4)の規定を守れる撮影者のみとする。
- 6) 許可を受けた者やそれ以外の者であっても、選手及び関係者から、撮影に関する疑義や競技の妨げになる等の申し出を受けた場合は、速やかに撮影中止すること。状況によっては、競技場外への退去を求める。

規定作成 令和3年 7月 7日